組合受付日付印

常務理事	事務長	課長	係　長	主　任	担　当

健康保険任意継続資格取得申請書

※　申請書の記入や手続きを行う際の留意点

- 以下の［　　］の項目をもれなく記入して下さい。被扶養者に関する項目は必要とされる方のみです。
- この申請書は、退職日の翌日から20日以内に当組合へ提出して下さい（郵送の場合は20日以内に必着）。申請期限経過後の届出は受付できません。
- 「国民健康保険」や「家族の健康保険」への加入を検討して下さい。（原則、いずれの公的医療保険に加入しても、負担割合や医療給付での違いはありません）
- 別紙の確認書を十分に理解の上、手続きをして下さい。なお、保険料の口座自動振替による納付はできません。

記　号	番　号	被保険者氏名	性　別	生　年　月　日	住　　所		【自宅】電話番号
101		(カナ)	□ 男 □ 女	□ 昭　年　月　日 □ 平	【住民票】住所	〒	
					【居住】住所	※住民票住所と居住住所が違う場合は下記を記入して下さい。 〒	【携帯】電話番号

任継資格取得年月日	任継資格喪失予定年月日	決定標準報酬月額	納　付　方　法	備　考（被保険者）
令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	千円	□ 月払　□ 半期払　□ 全期払	

資格喪失年月日（退職日の翌日）	退　職　時　の　事　業　所　名	記　号	番　号	資格喪失時の標準報酬月額
令和　　年　　月　　日				千円

被扶養者氏名	性別	続柄（長男等）	生　年　月　日	住　所	収　　入	備　考（被扶養者）
(カナ)	□ 男 □ 女		□昭 □平 □令 年　月　日	□ 同居 □ 別居	□ 有 ・ □ 無 (有にチェックの場合) 職業:　金額:　円/年間	
(カナ)	□ 男 □ 女		□昭 □平 □令 年　月　日	□ 同居 □ 別居	□ 有 ・ □ 無 (有にチェックの場合) 職業:　金額:　円/年間	
(カナ)	□ 男 □ 女		□昭 □平 □令 年　月　日	□ 同居 □ 別居	□ 有 ・ □ 無 (有にチェックの場合) 職業:　金額:　円/年間	

※18歳以上の被扶養者を申請されるときは、別途書類の提出を求める場合があります。
※被保険者証の記号番号に代えて個人番号により申請する場合は、備考欄に記載して下さい。（個人番号を記載した場合は、番号確認、本人確認をするための書類が必要です。）

健康保険任意継続加入について（確認書）

東淀川健康保険組合
電話　06-6322-0125

◎　任意継続の制度や留意点は、下記の通りです。**十分に検討の上、手続きをして下さい。**

1:資格取得の要件

1 資格喪失の前日まで継続した被保険者期間が2ヶ月以上あること。

2 **資格喪失日から20日以内に資格取得の申請を組合が受付すること。**

2:資格喪失の要件

1 資格取得日から2年を経過したとき。

2 被保険者が死亡したとき。

3 保険料を納付期限（原則 毎月10日）までに納入しないとき。**（納入忘れによる資格喪失は自己責任）**

※ 上記1.2.3の何れかに該当すると、その翌日に任意継続保険の資格はなくなります。

※ **納付期限以降に保険料を納入しても、資格は継続できません**ので十分注意して下さい。なお、第1回目の納付期限は組合が指定した日までです。

4 職域保険や後期高齢者医療の**被保険者**となったとき。

※ 上記4に該当すると、資格取得日に任意継続保険の資格はなくなります。

5 任意脱退（任意継続の資格を喪失すること）の申出を行ったとき。

※ 上記5の申出を行い、健康保険組合が資格喪失申出書を受理した日の属する月の翌月1日に資格はなくなります。

3:保険料額

1 退職時の標準報酬月額によって決められ、全額自己負担となります。※保険料には上限額が決められています。

4:保険給付

1 在職中と同様に受けられます。（傷病手当金及び出産手当金の支給制度はありません）

2 原則、何れの公的医療保険に加入されても、負担割合や医療給付での違いはありません。

5:その他

1 任意継続保険料の納入にかかる手数料は本人負担です。**（口座自動振替はできません）**

2「国民健康保険」には保険料の減免制度があります。（詳しくは、お住まいの市区町村窓口へご確認下さい）

以上の要件について十分に理解し、検討の上、承知しましたので任意継続加入の手続きをいたします。

令和　　年　　月　　日　　氏名

【居住】住所　〒

電話番号

保険料の納付方法について、以下に必ず記入して下さい。

● 保険料の前納を【　希望する　・　希望しない（毎月払）　・　説明を聞きたい　】

● 前納を希望する方は【　全期納付　・　半期納付　】でする。

※保険料の前納制度について　・・・　保険料を一定期間分まとめて先払いできる制度です。全期とは4月～3月。半期とは前期4月～9月、後期10月～3月。全期または半期の中で、資格取得の翌月分から資格喪失の前月分までの保険料を前納できます。なお、前納制度では保険料に若干の割引があります。

申請者控

健康保険任意継続加入について（確認書）

東淀川健康保険組合
電話　06-6322-0125

◎　任意継続の制度や留意点は、下記の通りです。**十分に検討の上、手続きをして下さい。**

1:資格取得の要件

1 資格喪失の前日まで継続した被保険者期間が2ヶ月以上あること。

2 **資格喪失日から20日以内に資格取得の申請を組合が受付すること。**

2:資格喪失の要件

1 資格取得日から2年を経過したとき。

2 被保険者が死亡したとき。

3 保険料を納付期限（原則 毎月10日）までに納入しないとき。**（納入忘れによる資格喪失は自己責任）**

※ 上記1.2.3の何れかに該当すると、その翌日に任意継続保険の資格はなくなります。

※ **納付期限以降に保険料を納入しても、資格は継続できません**ので十分注意して下さい。なお、第1回目の納付期限は組合が指定した日までです。

4 職域保険や後期高齢者医療の**被保険者**となったとき。

※ 上記4に該当すると、資格取得日に任意継続保険の資格はなくなります。

5 任意脱退（任意継続の資格を喪失すること）の申出を行ったとき。

※ 上記5の申出を行い、健康保険組合が資格喪失申出書を受理した日の属する月の翌月1日に資格はなくなります。

3:保険料額

1 退職時の標準報酬月額によって決められ、全額自己負担となります。※保険料には上限額が決められています。

4:保険給付

1 在職中と同様に受けられます。（傷病手当金及び出産手当金の支給制度はありません）

2 原則、何れの公的医療保険に加入されても、負担割合や医療給付での違いはありません。

5:その他

1 任意継続保険料の納入にかかる手数料は本人負担です。**（口座自動振替はできません）**

2「国民健康保険」には保険料の減免制度があります。（詳しくは、お住まいの市区町村窓口へご確認下さい）

以上の要件について十分に理解し、検討の上、承知しましたので任意継続加入の手続きをいたします。

令和　　年　　月　　日　　氏名 ……

【居住】住所　〒

……　　電話番号 ……

保険料の納付方法について、以下に必ず記入して下さい。

● 保険料の前納を【　希望する　・　希望しない（毎月払）　・　説明を聞きたい　】

● 前納を希望する方は【　全期納付　・　半期納付　】でする。

※保険料の前納制度について　・・・　保険料を一定期間分まとめて先払いできる制度です。全期とは4月～3月。半期とは前期4月～9月、後期10月～3月。全期または半期の中で、資格取得の翌月分から資格喪失の前月分までの保険料を前納できます。なお、前納制度では保険料に若干の割引があります。